

## 舞鶴市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、その結果を同条第9項、措置状況を同条第12項の規定により公表する。

平成29年3月31日

舞鶴市監査委員 谷川 眞司

舞鶴市監査委員 岡本 成一

### 記

#### 1 監査の対象

- (1)内 容 市が事務を行う任意団体
- (2)部 署 28年度定期監査の対象課（企画管理部、市民文化環境部、福祉部、健康・子ども部、教育振興部、議会事務局、消防本部（東・西消防署を含む）に属する課、会計課及び監査委員事務局）

#### 2 監査の期間

平成28年10月11日から平成29年3月17日まで

#### 3 監査の目的

当該団体に関する事務の執行の適正性や最少の経費で最大の効果をあげているかどうか、更に効率性や明瞭性の向上が可能かを検証することを目的として実施した。

#### 4 監査の方法

提出された書類の調査及び関係職員から事情聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

#### 5 監査の結果等（詳細は、別紙の結果報告書兼措置状況通知書のとおり）

概ね適正な事務処理がなされていたが、一部の団体において、事業収支に関する書類間での整合性が確認できないものや、支払いの際に、法令に定められた手続きがとられていないものがあったので、改善に努められたい。

行政監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・ 監査対象 市が事務を行う任意団体
- ・ 監査期間 平成28年10月11日～平成29年3月17日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○赤レンガハーフマラソン実行委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業収支の決算額と通帳の入金及び出金の合計額が一致していない。当該年度の負担金を充てた支出項目を明らかにするとともに、関係書類間での整合性が確認できるようにされたい。</li> </ul> <p>（スポーツ振興課）</p>	<p>負担金を充当する支出項目が把握でき、関係書類間での整合性が確認できるよう、必要な書類の作成に努めます。</p>
<p>○舞鶴子ども育成支援協会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師謝礼の支払に際し、源泉徴収義務者として、所得税が源泉徴収されていないものがある。所得税法第4条、第6条により適正に処理をされたい。</li> </ul> <p>（子ども支援課）</p>	<p>ご指摘いただいたことにつきまして、所得税法に基づき速やかに適切な事務処理を行います。</p>